

令和2年 教育委員会第15回定例会 会議録

日 時 令和2年9月8日（火）

午後3時00分～午後3時53分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第36号 「学校職員服務取扱規程の一部改正」
- (2) 議案第37号 「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正」
- (3) 議案第38号 「パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償規程の一部改正」

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

【指導課】

- (1) 千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和2年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園 運動会等のお知らせ

【子ども支援課】

- (1) 令和3年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内

【児童・家庭支援センター】

- (1) 一番町児童館 給排水改修工事に伴う休館について

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月20日号）掲載事項
- (3) 教育広報かけはし第122号の発行

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠

坂田教育長	こんにちは。定刻になりました。これから教育委員会定例会を開催いたします。 まず、開会に先立ちまして、本日、傍聴の方から傍聴申請がございましたので、傍聴を許可していることをご報告させていただきます。 それでは、ただいまから令和2年教育委員会第15回の定例会を開会いたします。 本日、教育委員の出席は全員でございます。 今回の署名委員は、金丸委員にお願いをいたします。
金丸委員	はい。
坂田教育長	よろしくお願いいたします。

◎日程第1 議案

指導課

- （1）議案第36号 「学校職員服務取扱規程の一部改正」
- （2）議案第37号 「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正」
- （3）議案第38号 「パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償規程の一部改正」

坂田教育長	それでは、本日の議事日程をご覧いただきたいと思います。この次第に従いまして進行させていただきます。
	日程第1、議案でございます。議案の最初、(1)は、議案第36号、学校職員服務取扱規程の一部改正でございます。
	この件につきましてご説明を頂きたいと思います。
	指導課長。
指導課長	それでは、議案第36号、学校職員服務取扱規程の一部改正についてご説明いたします。
	資料のほう、3枚目、概要の説明のほうをご覧ください。
	改正の趣旨でございますが、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行され、会計年度任用職員が地方公務員法上の一般職の職員に位置づけられ、学校職員を含む取扱規程の対象となるため、規定を整備するものでございます。併せて所要の規定整備のほうを行います。
	2、改正内容は3点ございます。
	1点目は、改正趣旨で申し上げましたとおり、会計年度任用職員が本規程の対象となるため、規程の第2条の職員の定義に、千代田区教育委員会が任命する会計年度任用職員、すなわち会計年度任用講師と東京都教育委員会が任命する会計年度任用職員を追加いたします。
	2点目は、パワーハラスメントの規定禁止の新設でございます。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布されまして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正されたことに伴い、パワーハラスメント禁止の規定を新たに設けるものでございます。なお、パワーハラスメントの禁止を服務規程に定めるのは今回が初めてということになりますが、実際には、平成30年2月には、千代田区立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱を制定し、パワーハラスメントも含めたハラスメントに関する相談体制は整えているところでございます。
	3点目は、その他規定整備として、日本工業規格、JIS規格から、日本産業規格、JISへの改正に伴う改正です。工業標準化法が産業標準化法に法律名が改正されまして、日本工業規格が日本産業規格に変わったことに伴い、出勤簿等の様式に記載のある「日本工業規格」の文言を、「日本産業規格」に整備するものでございます。
	3番、新旧対照表は別紙のとおりでございます。
	4番、施行期日は令和2年9月9日でございます。ただし、この改正後の第1条、第2条、第5条、第7条及び第21条の3の規定は令和2年4月1日から適用いたします。改正後の第10条の2の規定は令和2年6月1日からの適用となります。
	以上でございます。よろしくお願いいたします。
坂田教育長	はい。ありがとうございました。
	服務に関する規定の改正でございます。

	ただいまのご説明で質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。 金丸委員。
金 丸 委 員	10条の2なのですけれども、対象としてはパワーハラスメントの禁止と書いてあって、それに該当するのは、多分、「職務に関する優越的な関係を背景に」と書いてあるのはそうだと思うのですが、でも、この規定そのものを読むと、一般的にハラスメント全体にも適用できるように読めるのですが、これはそういうふうには読んではいけなくて、パワーハラスメントに限定している規定なのだというふうには読まなければいけないのでしょうか。
坂 田 教 育 長	指導課長。
指 導 課 長	こちらの文言につきましては、一応人事院規則のほうを参考に、横引いて持ってきているという形でございます。ここにもありますように、出産、妊娠、育児又は介護に関するハラスメント等を含めてというような形で解釈しているところでございます。
金 丸 委 員	質問の趣旨をもう一回申し上げますと、要するに、「優越的な関係を背景として」というところを除いて読んだ場合には、まさにハラスメント全体のことと読めるのですね。でも優越的な関係が入ったとしても、必ずしもパワーハラスメントではなくても適用されるようにも読むことは可能だろうというふうに思うものですから、これからの適用のときに、パワーハラスメントに限定しての適用というふうに考えていらっしゃるのか、それとも広げてハラスメントそのものに対して適用できる規定なのだと読むべきなのかというところをやはりはっきりさせておいたほうがいいのかというのが私の質問の趣旨です。
坂 田 教 育 長	教育担当部長。
教 育 担 当 部 長	金丸委員おっしゃるとおりなのですけれども、その従前の規定のこの10条にセクシュアル・ハラスメントの禁止、その下、今の、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの禁止というのが既に規定されておりまして、今回、法律改正でパワーハラスメントの禁止を新たに加えたということで、トータルとしては押しなべてハラスメントというものを禁止していくというのは当然ですので、今回は法律改正でこれを規定させていただいています。
坂 田 教 育 長	これは限定的に解するということですね。
教 育 担 当 部 長	はい。
坂 田 教 育 長	ほかにご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。 あとはないですね。よろしいでしょうか。 (な し)
坂 田 教 育 長	はい。それでは、本件議案でございますので、採決を行いたいと思います。 議案第36号、学校職員服務取扱規程の一部改正に賛成の方の挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
坂 田 教 育 長	はい。ありがとうございました。賛成全員ですので、原案どおり可決をい

	たしました。 続きまして、議案第37号、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正でございます。
指 導 課 長	37号と38号は一括して。
坂 田 教 育 長	一括したほうが説明しやすいですか。
指 導 課 長	はい。
坂 田 教 育 長	それでは、そういう申出がございましたので、よろしいでしょうか。 (了 承)
坂 田 教 育 長	はい。では、そのような扱いにさせていただきます。 それでは、併せまして、議案第38号、パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償規程の一部改正も併せて説明をお願いいたします。
指 導 課 長	それでは、議案第37号、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正、そして議案第38号、パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程の一部改正について、同時にご説明をいたします。 まず、ステープラー止めの3枚目のほうになりますが、改正趣旨のほうをご覧ください。 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」こちらのほうが改正されまして、令和2年4月1日に施行をされました。改正条例においては、自転車利用者に対し、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたことを受けまして、通勤届上、職員が自転車通勤をする場合には、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する欄を設けることといたします。このほか、所要の様式の整備のほうを行うものでございます。 2番、改正内容でございます。こちらのほうは新旧対照表のほうをご覧ください。様式の中ほどに自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する欄を設けるほか、所要の整備を行っております。 3番、施行期日は令和2年10月1日からということになります。 以上でございます。よろしく願いをいたします。
坂 田 教 育 長	はい。ありがとうございました。 両規定とも同じ動機だということですね。自転車利用者に対して保険加入の有無、それを確認する欄を様式上設けるというようなことでございますが、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 よろしいですね。 (了 承)
坂 田 教 育 長	はい。それでは、これも規程改正でございますので、採決をお願いしたいと思えます。 まず、議案第37号、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正に賛成の方の挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
坂 田 教 育 長	はい。ありがとうございました。賛成全員でございますので、可決をいたしました。

併せまして議案第38号、パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償規程の一部改正でございますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございました。賛成全員ですので、本案も可決をいたしました。

議案については以上でございます。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 指導課

(1) 千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正

坂田教育長

それでは、協議事項に入ります。

まず、子ども総務課から、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。

それでは、ご説明をお願いします。

子ども総務課長

子ども総務課長です。よろしくお願いします。

令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてでございます。

目的については、そこに記載がございますとおり、地教行法に基づき、毎年、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しながら、教育委員会において点検・評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ることを目的としております。

実施方法については、そこに記載のとおりでございますが、今年度は実施方法の見直しを考えてございます。

裏面をお開きください。裏面、実施項目(案)をご覧ください。

点検及び評価の対象とする事務事業等についてですが、昨年度までは主要施策の成果における重点事業を10事業程度選択し、その成果や視察先に関してご議論を頂いており、例年、幅広い事業に対し点検・評価を頂くというところに重きを置いてきたところですが、今年度は主要施策の成果における重点事業は2事業に絞り込んで、少し深く掘り下げていただこうというところを考えてございます。そのほか、教育・子育てに関する課題についてご議論いただこうと考えております。その際、成果のみではなく、その事業の背景となるような資料をおつけしてご議論いただくことを考えております。

まず1つ目の主要施策の成果における重点事業といたしましては、①のICTの推進、②の私立保育所等の整備事業を考えておりまして、1つ目のICTの推進につきましては、今般のコロナ禍において、より一層のICT教育の推進、加速化が求められていることもございますので、こちらを選択させていただこうと考えております。

2つ目の私立保育所等の整備事業ですが、誰もが働く時代を迎え、保育需要のほうは高止まりを継続しているところでございます。毎年、私立保育所等の整備をしている状況でございまして、その保育所の整備に関しても様々な課題を抱えております。また、今般のコロナ禍も含めご議論を頂きたいと考えております。

また、今回は主要施策の成果からの重点事項にとどまらず、(2)にあります事務局案としては、千代田区における都心区特有の教育課題についてご議論いただきたいと考えておりまして、児童・生徒数の増による今後の本区の教育について、学区域の見直しであるとか、選択制の見直しについてなど、ご意見を頂戴したいと考えております。また、これらの実施項目につきましては、例年よりもその背景となる資料もご用意してご議論いただければと考えております。

4つ目、有識者名簿をご覧ください。有識者の方々は前回から任期が引き続いておりますので、同様の4名にお願いすることとなっております。

今後の日程でございます。本日、実施項目の選定を頂きまして、9月から12月、区内教育・保育施設の視察であるとか、有識者会議のほうを2、3回程度開催させていただきまして、12月から翌年1月にかけて点検及び評価の実施をしてまいりたいと思っております。その後、2月にかけて報告書の作成をし、3月に区議会に報告及びホームページでの公表というスケジュールを考えてございます。

続きまして、今回の点検及び評価の報告書の資料のつくりといたしましては、前年度よりも少し内容を変更しようと考えております。選定理由等も含めて掲載することによって、よりこういった目的を持ってこの点検・評価を行っているというところが分かるようにしてまいりたいと思います。

その次のページからは、今回、2事業選択させていただいている事業の現行の施策評価の状況を参考までにおつけしているものでございます。

説明は以上でございます。ご意見等よろしくお願いいいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

この点検・評価につきましては、情報提供、情報共有も含めて何度か協議をさせていただいているものと承知しております。本日、ここが到達点でございますが、なお、ご意見、ご感想等ございましたらお願いいいたします。

金丸委員、お願いします。

金丸委員

せっかく4人の先生方に見ていただく以上は、数を大きくして浅く広くよりは、特定のところを深くやっていただいたほうが、結果として、それを教育施策にのせるにも役立つだろうと思いますから、絞ったのは非常にいいのではないだろうかというふうに私は思っております。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうかね。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、頂いたご指摘の点も踏まえまして、今般はこの課題で

指導課長

もって点検・評価を進めるということにさせていただきます。

それでは、引き続きまして、指導課からの協議事項ですね。千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程の改正でございます。

指導課長。

それでは、千代田区立学校職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正についてご説明いたします。

1番の改正趣旨です。令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行され、会計年度任用職員が地方公務員法上の一般職の職員に位置づけられたことから、本規程の対象となるために規定を整備するものでございます。あわせて、審査委員会の委員構成についても改正を行うものです。

2番、改正内容でございます。

1点目は、任命権者が千代田区教育委員会である幼稚園教育職員及び中等教育学校教育職員に加えて、新たに千代田区教育委員会が任命する会計年度任用講師を第2条に規定する職員といたします。

2点目は、審査委員会の委員の構成の変更です。審査委員会の委員から教育長を除き、新たに学務課長を委員に加えるものでございます。こちらのほうは平成27年施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育長が教育委員会を代表することとなりました。平成29年10月19日の、坂田教育長が新教育委員会制度の下で教育長に就任した時点で改定すべきものであったのですが、今回改定をさせていただくこととしたいと考えております。また、委員の構成の変更に従い、審査委員会の委員長及び委員長の職務代理を改正いたします。

3番、新旧対照表については別紙のとおりでございます。

4番、施行期日は令和2年9月24日でございます。

よろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

懲戒分限審査委員会という組織ですが、そこに会計年度任用職員も対象になりますよということと、審査会の組織の一部変更でございます。

何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

金丸委員。

金丸委員

間違いなくそれでいいのだと思っているのですけれども、現行法では2条で、細かく役職者の名前が書いてあるではないですか。それに対して改正案では、一般職の者であってという形だけで書いてしまっていますけれども、この一般職というのは、現行の法令の全ての役職を含んで、それ以外に任用職員も入りますよと、こういう意味なのだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

坂田教育長

指導課長。

指導課長

委員ご指摘のとおりでございます。

坂田教育長

はい。ということでよろしいでしょうか。

ほかにご意見等ございましたらお願いします。よろしいですか。

坂田教育長

(な し)

それでは、本件については、協議事項として、以上とさせていただきます。

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 令和2年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園 運動会等のお知らせ

子ども支援課

- (1) 令和3年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内
児童・家庭支援センター
(1) 一番町児童館 給排水改修工事に伴う休館について

坂田教育長

続きまして、報告事項に入ります。

まず、子ども総務課から、令和2年度区立幼稚園・こども園・学校・保育園運動会等のお知らせでございます。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課のほうからご説明させていただきます。

区立幼稚園・こども園・学校・保育園等の運動会・体育祭・文化的行事については、例年どおりでの開催ではなく、3密、密集・密接・密閉を避け、競技内容や保護者の参観方法等工夫をし、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に講じた上で実施するというようなところで、今般、各校園において運動会の実施をする可否についても検討を重ねた結果の一覧表となっております。

ご覧いただきたいのですが、小学校につきましては、全校工夫を凝らしながらの実施というところになっています。中学校につきましては、麹町中学校、神田一橋中学校については実施なのですが、九段中等教育学校の体育祭については本年度中止というところとなっております。

幼稚園・こども園についても実施なのですが、4ページ目をお開きいただきますと、区立の神田保育園については中止となっております。ただし、運動、校庭でやるような運動会は中止しますが、園内で運動行事を行うというふうに聞いております。

そのほか、私立園におきましては、中止を決めたところ、実施を決めたところ、様々となっておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ということでございます。こういう日程でございますが、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

金丸委員。

金丸委員

我々の立場というのは、各学校から案内状は来るのですけれども、来賓にはご遠慮いただきますと、そういう内容になっていて、それは教育委員もご遠慮してくださいねという意味なのか。

	他方で、行っても、いる場所もないのだったら行かないほうがいいかなという気もするので、正直な話、学校側としては、取りあえず今年は遠慮してほしいという趣旨であれば、そう言っていただくとありがたいなと思います。
指 導 課 長	教育委員さんの立場に限ってのご質問という形でよろしいでしょうか。
金 丸 委 員	はい。
指 導 課 長	確認はしたいと思います。またお知らせいたします。 ただ、全く保護者等が分散して見るというような形で、様々な、学校・園はやり方を取っていますので、当然、私ども指導課としてはどのような様子で行っているかというようなことも確認しますので、同じ立場と捉えていただくことも可能なのかなというふうには考えておりますが、その点も含めて、校長会長、園長会長と相談をしたいなと思っています。またお知らせいたします。
金 丸 委 員	はい。
坂田教育長	そうですね。これは学校によってもやり方はそれぞれ違いますね。
指 導 課 長	よくぞいろいろ工夫をしたなという感じで、学校の規模感が全く違いますので、多いところは多いところなりの工夫があって、そんなに数が多い学校については、もう運動会というよりも防災スポーツのようにやるというように決めている学校もありますので、これはまた様々なアイデア、またコロナ禍の中で、やはり教員が子どもたちのために今までどおりできなくても、どのようにしたらできるかということを子どもと共に考えてということなどで、実施ということでご理解いただければと思います。
坂田教育長	はい。ありがとうございました。 ぜひ、視察のほうもよろしくお願いいたします。具体的にはまた日程が来るかと思うしますので、よろしくお願いいたします。
中 川 委 員	ただ、やはりこういうときですから、やはり何か余計な気を使わせるというのは最もじくじたるものがあるので、気を使わせるのは嫌だなという気持ちがあるのです。だからやはりもし私たちのことをいろいろ考えなければいけない、考えるのが重荷になるというか、ちょっと大変だなと思うようだったら、もう今回はなしにさせていただくのも1つなのかなとは私は思っています。
指 導 課 長	そのご意見も含めましてご相談をしてみたいです。
坂田教育長	はい。ありがとうございました。 よろしいでしょうか。
	(了 承)
坂田教育長	はい。それでは、この案件については以上とさせていただきます。 続きまして、支援課さんからですね。令和3年度の千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園案内についてです。
子ども支援課長	支援課長。 令和3年度千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園案内が、こ

れ表はカラーですし、とじ方ももっときちんとした形でお配りするのですが、今日はその前段階として教育委員の皆様に見ていただくようにお作りいたしました。去年と特に変わったところはありません。これ印刷いたしましたら各幼稚園・こども園・各出張所また子ども支援課でお配りいたします。

ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。従前のルールで行うということでございます。よろしいですかね。何かお気づきの点がございましたらまた後ほどでも、もうできるのかな。お気づきの点がございましたらお願いしたいのですが、よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、お目通しください。

続きまして、児童・家庭支援センターからでございます。一番町児童館給排水改修工事に伴う休館についてということの報告です。

お願いいたします。

児童・家庭支援センター所長

それでは、教育委員会資料、一番町児童館給排水改修工事に伴う休館について、こちらをご覧ください。

まず、一番町児童館につきましては、給排水設備の老朽化が著しい現状にございまして、排水管の詰まり、あるいは赤水の発生等、非常にこちらの給排水設備、限界にきているという状況から、今般、こちらの改修工事を実施させていただくという趣旨でございます。

その具体の工事内容でございますが、老朽化した給排水管、ドレン管の改修、そして受水槽、高置水槽、こちらのほう改修をしまして、併せて各フロアのトイレの改修も行うというものでございます。

次に、2の工事計画でございますが、前半、後半に分けまして、前半は10月の初旬から11月の中旬にかけてです。こちらの工事対象エリアといたしましては、地下1階から1階の、各、こちらの部屋と。そして後半でございますが、11月中旬から12月中旬にかけてまして、こちらは2、3階、そして地下受水槽、1階ということを予定しております。

そして、3の休館の期間でございますが、一番町児童館の休館として、10月1日から12月10日までを予定をさせていただいております。ただし、この工事期間、この一番町児童館のほうは休館をいたしますが、学童クラブにつきましては、この休館期間中も通常どおり学童クラブのほうを開室いたしまして運営するということを予定しております。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ということです。

一番町の児童館、老朽設備の改修ということです。

俣野委員。

俣野委員

今の一番町児童館というのは、築年はいつ頃になるのですか。それで、前回にこういう改修した履歴というのはいつ頃になるのですか。

坂田教育長

所長。

児童・家庭支援センター所長	こちらの築年数は、昭和57年11月が開設でございます。それから、こちらの改修でございますが、不具合等が著しいような設備等については個別に対応して改修をしておりますが、いわゆるこういった給排水、施設全体のある意味インフラ的なこういう設備の改修というのは、今回が初めてということでございます。
坂田教育長	俣野委員。
俣野委員	ほかにもこういう児童館というのは何館かあると思うのですが、例えば、その都度というのは緊急なものはそれでよろしいと思うのですが、ある程度定期的な部分での見直しとか、そういう計画というのはないものなのですか。
坂田教育長	施設課長。
子ども施設課長	区全体の保全計画というのがございまして、給排水に関しては築20年で順次、実施しております。
俣野委員	そういうローテーションができていますね。ありがとうございます。
子ども施設課長	全区的にそういう形でやっていっているという状況でございます。
坂田教育長	ほかにございますでしょうか。
金丸委員	金丸委員。
金丸委員	工事計画では、後半は12月中旬までとなっているのですが、休館期間が12月10日までになっていますよね。ちょっとそこに誤差があるのだけでも、これは工事をやっている途中でオープンにするという予定だというふうに読んで、よろしいのでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	こちらの12月中旬と書いてございますが、こちらは少し幅を持たせておりまして、児童館の再開のタイミングは、工事が完了してということで考えております。
金丸委員	ということは、逆に言うと、工事が10日までに完了しないときには休館期間がさらに延びるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。
児童・家庭支援センター所長	私がお説明いたしました点、1点修正をさせていただきたいのですが、こちら、時間外の工事という、そういった工事のメニューがございまして、これはいわゆる電気、機械等で、時間外にそれを実施することができるような、そういった部分の工事については、これは児童館を再開した後に手をつけて工事を実施するという想定でございます。したがって、児童館再開のタイミングでは、それぞれの部屋の主要な部分といいますか、そこが使えるような形になって再開するというところでございます。失礼いたしました。
坂田教育長	ということでよろしいですか。
金丸委員	はい。
坂田教育長	ほかにございますか。
	(な し)
坂田教育長	はい。それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(9月20日号)掲載事項

(3) 教育広報かけはし第122号の発行

坂田教育長	その他事項に入ります。今日は総務課から3本ですね。 まずは教育委員会行事予定表と広報千代田掲載事項でございます。 総務課長。
子ども総務課長	まず、教育委員会行事予定表のほうをご用意ください。 教育委員会の行事予定につきましては、教育委員会の定例会、あと指導課訪問、あと青少年委員会の定例会のほうも再開しておりますので、記載させていただいております。 そのほか、今回は学校・園での運動会の予定について記載させていただいているところでございます。ご確認お願いします。 行事予定は以上です。 引き続きまして、広報千代田の掲載事項9月20日号の説明をさせていただきます。 まず、1行目、児童・家庭支援センターのほうからは、「「親と子の絆のプログラム」～アンガーマネジメントを学ぼう～」というもののご紹介。あと3つ目、4つ目は、メレーズ軽井沢関係のご案内。5つ目としては、就学時健診であるとか、外国籍の方の入学希望に関する相談の記事を載せさせていただきます。 続いて裏面のほうは、文化振興関係、生涯スポーツ関係が各事業を再開しております。こちらのほうも密に気をつけながら再開をするというところでの事業の案内の掲載となっております。 広報千代田の原稿一覧の説明は以上です。
坂田教育長	はい。ありがとうございました。 教育委員会行事予定表、少しずつ埋まってまいりましたけれども、あとは広報千代田の掲載予定ですね。 何かご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 (なし)
坂田教育長	それでは、日程の確認もいいですね。 続きまして、それでは、その他事項、教育広報かけはし122号の発行につきまして、総務課より説明をお願いします。
子ども総務課長	では、引き続き教育広報かけはし掲載案について、説明をさせていただきます。 今回は、真ん中の黒い太枠の中です。122号、今年の12月発行予定のものについての案でございます。当初案から今回変更してございます。

まず、1面につきまして運動会特集というところで、各校園で工夫をした運動会が執り行われるというところで、工夫した点を重点的に特集として組んでまいりたいというふうに考えております。

2面につきましては、当初案と同様に、子育て支援対策特集というところで、子育てコーディネーターや、2月から始まりました子どもショートステイ事業であるとか、そういった一時預かり事業であるとかというところを紹介するような紙面を予定しております。

3面につきましては、教員の研修、あと各校、今、GIGAスクール構想を加速化させて取り組むというところで、ICTを活用していろいろな工夫がなされているというところがございますので、そちらのほうの案内紙面を考えてございます。

4面につきましては、安全安心メールの紹介、今年度、なかなか、コロナで安全安心メールの更新もできなかった状況ですので、そういった紹介であるとか、教科書採択の結果というものを載せてまいりたいというふうに考えております。

当初案から変更がありましたので、変更も含めてご説明をさせていただきました。

以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

122号についてはこういう内容ということでございます。よろしくお願いいたします。

ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

中川委員

教員研修というのはどういうことなのですか。

坂田教育長

指導課長。

指導課長

今年度、このコロナの時期にあっても、本区はいち早くオンラインシステムのTeamsを導入し、研修を行ってきております。そういった研修の工夫を重ねてきている部分や、あと、夏も初任者研修、宿泊で本来ならば2泊3日やる。実はこれも東京都としてはもうやらなくてもいいですよというようなこともあるのですが、やはり初任者研修にこそ教員の、この、研修の一番大事な部分であり、同期の教員同士が結びつく。志を新たにする。1学期の課題をまた克服して立ち向かっていく力を与える大きなエネルギー源になるということで、今年も大変成果がこちらとしても感じられるような研修会になりました。今まで研修というとトップダウンというか、講義みたいなのが多かったのですが、様々な課題解決の手法を用いて行っておりますので、教員の研修も先生たちも新しい時代の主体的、対話的に深く学ぶというものをやっているのだということを紙面にできるぐらいの内容は整っているというふうにこちらが判断しましたので、そういうのも載せてみようではないかと出しているところですが、今、指導課の中には多様なアイデアが浮かんできておりますので、そのバランス等も考えてご相談しながらやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

中 川 委 員	やはりそういう先生たちの研修の成果とか、そういうふうなことがこのかけはしなどで伝わるというのはすごく大事なことはないかなと思うのですが、広報的に出すのではなくて、こういう効果があつてそれが千代田区の教育にどう活かしていけるのかということも記事にしていだきたいなというふうに思うのですけれども。
指 導 課 長	ありがとうございます。そのように皆様に伝えられるような紙面にできるように知恵を絞ってまいりたいと思います。ありがとうございます。
坂 田 教 育 長	はい。よろしいですかね。
	(了 承)
坂 田 教 育 長	はい。それでは、その他事項も以上でございます。 そうしますと、教育委員さんから情報提供される内容がございましたら。
	(な し)
坂 田 教 育 長	それでは、本日は、以上をもちまして定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。